

大垣市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の特定建築物に係る事務処理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）に規定する特定建築物等に係る措置を講ずることに関し、必要な事項を定めるものとする。

(特別特定建築物の建築時における手続)

第2条 法第14条第1項に規定する政令で定める規模以上の特別特定建築物の建築(用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。)をしようとする者は、建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定による確認の申請書又は同法第18条第2項の規定による計画通知書に、建築物移動等円滑化基準チェックリスト(第1号様式)を添付しなければならない。

(指示に対する報告)

第3条 法第15条第3項又は法第16条第3項の規定に基づき市長が指導及び助言をしようとするときは、必要に応じて法第53条第3項の規定に基づき特定建築物の建築をしようとする者又は特定建築物の所有者、管理者若しくは占有者(以下「特定建築主等」という。)に、特定建築物状況報告書(第2号様式)の提出を求めるものとする。

2 前項に規定する特定建築物状況報告書には市長が必要と認める図面及び前条に規定する建築物移動等円滑化基準チェックリストを添付しなければならない。

(特定建築物の計画認定手続)

第4条 特定建築主等が法第17条第1項の規定による認定を申請する場合には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成18年国土交通省令第110号。以下「省令」という。)第8条の申請書に建築物移動等円滑化誘導基準チェックリスト(第3号様式)を添付し、市長に提出しなければならない。

(確認の特例の書類)

第5条 法第17条第1項の認定申請に併せて、同条第4項の規定による確認の申請書を提出する場合にあっては、特定建築主等は省令第8条に規定する申請書に計画通知取扱申請書(第4号様式)を添付しなければならない。

第6条 前条に規定する確認の申請書を提出する場合にあって、その特定建築物の計画が建築基準法第20条第2号又は第3号に該当し、同条第2号イ又は第3号イに規定する方法で安全性を確かめた場合は、同法第6条第5項に規定する構造計算適合性判定に必要な図書を添付しなければならない。

(計画通知)

第7条 市長は第5条に規定する計画通知取扱申請書により申請された計画が建築物移動

等円滑化誘導基準に適合していると認める場合は、その申請書に建築基準法第18条第2項の規定による計画通知書(第5号様式)を添付し、建築主事に通知するものとする。

(認定通知)

第8条 市長は、建築主事から当該建築計画が建築基準法第6条第1項の建築基準関係規定に適合する旨の通知を受けたときは、速やかに省令第10条第2項の認定通知書により特定建築主等に認定した旨を通知するものとする。

(税制特例活用に関する報告)

第9条 市長から前条の通知を受けた特定建築主等(以下「認定建築主等」という。)は、税制特例の活用状況について第6号様式により市長に報告するものとする。

(工事の取り止め)

第10条 認定建築主等が第8条の規定による認定を受けた計画に係る特定建築物(以下「認定特定建築物」という。)の工事を取り止めるときは、認定工事取止届(第7号様式)に第8条の規定により交付された認定通知書を添えて市長に提出しなければならない。

(認定建築主等の状況報告)

第11条 法第53条第4項の規定により認定特定建築物の状況について、市長から報告を求められた認定建築主等は認定特定建築物状況報告書(第8号様式)により報告しなければならない。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。ただし、第6条の規定は、建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律(平成18年法律第92号)の施行の日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月8日から施行する。